



島根県報

令和3年3月26日（金）

第 194 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県公文書センターの管理に関する規則の一部を改正する規則	（総 務 課）	2
温泉法施行細則の一部を改正する規則	（環 境 政 策 課）	3
土地改良法による国有地取扱規則の一部を改正する規則	（農 村 整 備 課）	5
島根県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則	（下 水 道 推 進 課）	6

【告 示】

県営土地改良事業計画の決定	（農 村 整 備 課）	7
保安林予定森林（2件）	（森 林 整 備 課）	7
公有水面埋立ての竣功認可	（漁 港 漁 場 整 備 課）	8
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中 小 企 業 課）	9

【訓 令】

島根県職員被服等貸与規程の一部改正	（人 事 課）	10
-------------------	---------	----

【公 告】

島根県第3期全庁共用ファイルサーバ構築運用保守業務の調達に係る提案競技の実施	（情 報 政 策 課）	12
島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	（水 産 課）	16
大規模小売店舗立地法の規定による承継の届出の縦覧	（中 小 企 業 課）	21
基本測量の実施	（技 術 管 理 課）	22
基本測量の終了	（ " ）	22

公布された条例等のあらまし

◇島根県公文書センターの管理に関する規則の一部を改正する規則（規則第35号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号・様式第2号関係）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

◇温泉法施行細則の一部を改正する規則（規則第36号）

1 規則の概要

(1) 温泉採取許可申請書記載事項変更届の提出先を明確化することとした。（第4条・様式第3号の2関係）

(2) 温泉の利用に係る書類の提出については、所在地を管轄する保健所長を経由しないこととした。（第33条関係）

(3) 行政手続における押印等の見直し等に係る様式の整備（様式第1号—様式第3号・様式第4号—様式第8号・様式第10号・様式第11号・様式第13号—様式第31号・様式第33号—様式第42号関係）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

◇土地改良法による国有地取扱規則の一部を改正する規則（規則第37号）

1 規則の概要

(1) 引用する条項の整理（第1条関係）

(2) 行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号—様式第3号関係）

(3) その他様式の整備

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

◇島根県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則（規則第38号）

1 規則の概要

(1) 物品の範囲のうち備品及び消耗品の区分の見直しに伴う所要の改正（第49条関係）

(2) 行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号・様式第23号・様式第27号・様式第28号・様式第30号の1・様式第30号の2・様式第31号の2—様式第32号関係）

(3) その他規定の整理

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

規**則**

島根県公文書センターの管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第35号

島根県公文書センターの管理に関する規則の一部を改正する規則

島根県公文書センターの管理に関する規則（平成23年島根県規則第34号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「㊤」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の島根県公文書センターの管理に関する規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第36号

温泉法施行細則の一部を改正する規則

温泉法施行細則（昭和61年島根県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条中「温泉の増掘若しくは動力装置又は法第14条の2第1項の規定による温泉の採取」を「温泉の増掘又は動力装置」に改め、「又は第6条の2第1項第1号」及び「、温泉採取」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 法第14条の2第1項の規定による温泉の採取の許可を受けた者は、省令第6条の2第1項第1号に掲げる事項を変更したときは、速やかに温泉採取許可申請書記載事項変更届（様式第3号の2）を保健所長に提出しなければならない。

第33条中「、第24条から第29条までに規定する書類にあっては温泉利用施設の所在地を管轄する保健所長を」を削り、「第32条」を「前条」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「㊤」を削る。

様式第3号中「㊤」及び「、温泉採取」を削り、「第4条」を「第4条第1項」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第3号の2 (第4条関係)

年 月 日

保健所長 様

届出者 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

温泉採取許可申請書記載事項変更届

温泉採取許可申請書の記載事項を変更したので、温泉法施行細則第4条第2項の規定により届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 指令 第 号
変更前の記載事項	
変更後の記載事項	
変更の理由	

様式第4号から様式第8号までの様式中「㊟」を削る。

様式第10号及び様式第11号中「㊟」を削る。

様式第13号から様式第31号までの様式中「㊟」を削る。

様式第33号から様式第42号までの様式中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の温泉法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

土地改良法による国有地取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第37号

土地改良法による国有地取扱規則の一部を改正する規則

土地改良法による国有地取扱規則（昭和45年島根県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第48条第7項」を「第48条第8項」に改める。

様式第1号その1中「㊟」及び「、法第96条及び法第96条の4」を削り、「代るべき」を「代わるべき」に改め、同様式その2を削り、同様式その3中「代表理事」を「土地改良区理事長」に改め、「㊟」を削り、同様式その3を同様式その2とする。

様式第2号中 「事業主体名」を「土地改良区名」に、「付指令管」を「付け」
代表者氏名 ㊟ 土地改良区理事長

に、「代るべき」を「代わるべき」に改め、同様式別紙1中「かし担保」を「契約不適合」に、「又はかくれたるかし」を「その他の契約の内容に適合しない事項」に改め、同様式別紙1別表中「市町村」を「市町村名」に改め、同様式別紙

1別記中 「収入印紙」を削り、「郡市」を「郡区市」に、「氏名」を「氏名」に、「郡区市」
20 円

町大字字を「郡町大字字」に改め、同様式別紙2中「のうえ決定」を「の上、決定」に、「押印のうえ」を「押印の上」に、「保管」を「保有」に、「、代表者」を「及び代表者」に、「付」を「付け」に、「登記嘱託書」を「登記の嘱託書」に改め、同様式別紙2別表中「市町村」を「市町村名」に改め、同様式別紙2別記中

「収入印紙」を削り、「私は」を「私は」に、
20 円

「郡市 町大字 村 番地」を「郡区 町大字 村 番地」に改める。
 「⑩」氏 名

「
 印
 様式第3号中
 を削り、同様式別紙中「⑩」を削る。
 」

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

島根県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

島根県知事 丸山達也

島根県規則第38号

島根県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

島根県流域下水道事業財務規則（令和2年島根県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第49条の表備品類の項中「耐用年数が1年以上かつ取得価額又は評価額が50,000円以上100,000円未満の工具、器具及び備品」を「公印、加除式法規集、法令等に基づき備品扱いとする物品その他物品管理者が管理上特に必要と認める物品」に改め、同表消耗品類の項中「耐用年数が1年未満又は取得価額若しくは評価額が50,000円」を「取得価額又は評価額が100,000円」に改める。

別表第1の流域下水道事業勘定科目表費用の部中「通信運搬具」を「通信運搬費」に改め、同表負債の部流動負債の項

「
 中
 賞与引当金
 繕引当金
 賞与引当金
 を

賞与引当金	賞与引当金	に改める。
法定福利費引当金	法定福利費引当金	
修繕引当金		

様式第1号中「㊤」を削る。

様式第23号中「・印」を削る。

様式第27号、様式第28号、様式第30号の1及び様式第30号の2中「㊤」を削る。

様式第31号の2から様式第32号までの様式中「㊤」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の島根県流域下水道事業財務規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

告 示

島根県告示第208号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年3月26日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
金剛寺地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	隠岐の島町役場

島根県告示第209号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年3月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

益田市美都町久原65から67まで、69から71まで、73から76まで、83、86

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第210号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年3月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町商人1136から1140まで、1144、1144-1、1156-4、1156-続5、1192から1195まで、1208、1816、1817、1850、1851、2496（次の図に示す部分に限る。）、2497、2501-1から2501-3まで、2501-5、2502、2513、2513-内1から2513-内3まで、2546-7から2546-10まで、2546-13、2546-14、2547、2547-1、2548、2550-1、2550-2

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第211号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 竣功認可の年月日

令和3年3月18日

2 竣功認可を受けた者

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 丸山達也

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域（終点部の区域－C）

ア 位置

島根県隠岐郡隠岐の島町加茂坂浦222番5から同210番5に至る地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と4の地点を結ぶ平成28年の秋分の満潮位（C. D. L+0.43メートル）における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

1の地点 隠岐加茂港沖防波堤灯台（北緯36度10分23秒、東経133度16分48秒）から336度44分05秒、910.77メートルの地点

2の地点 1の地点から205度28分53秒、3.81メートルの地点

3の地点 2の地点から296度03分40秒、0.76メートルの地点

4の地点 3の地点から204度27分38秒、31.10メートルの地点

ウ 面積

107.93平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域（終点部の区域－F）

ア 位置

島根県隠岐郡隠岐の島町加茂釜土井223番21、加茂坂浦222番5、同218番6、同218番5、同217番1、同210番5、同210番3、同205番及び同218番6から同217番1に至る地先の里道地内並びに加茂釜土井223番21から加茂坂浦205番に至る地先の公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びF.4の地点とF.1の地点とを結んだ線により囲まれた区域

F.1の地点 隠岐加茂港沖防波堤灯台（北緯36度10分23秒、東経133度16分48秒）から339度36分46秒、888.86メートルの地点

F.2の地点 F.1の地点から203度00分38秒、59.63メートルの地点

F.3の地点 F.2の地点から284度06分08秒、55.99メートルの地点

F.4の地点 F.3の地点から23度00分40秒、68.30メートルの地点

ウ 面積

3,538.23平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地（道路用地及び道路護岸敷）

5 免許の年月日及び番号

平成29年7月7日 指令漁第232号

6 縦覧場所

島根県農林水産部漁港漁場整備課及び隠岐支庁水産局並びに隠岐の島町役場

島根県告示第212号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について

意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和3年3月26日

島根県知事 丸山達也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フーズマーケットホック大社浜山店 島根県出雲市大社町入南608-1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社フーズマーケットホック 代表取締役 長谷川 徹 島根県安来市赤江町1448-1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) マルマン大社店

(変更後) フーズマーケットホック大社浜山店

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 株式会社マルマン 島根県松江市堅町38 代表取締役 乾 商郎

コスモ薬品 島根県出雲市斐川町福富342 代表 曳野 清

グッド 島根県出雲市大社町入南1305-4 代表 藤江 さつき

有限会社大康堂薬品 島根県松江市西津田3-5-28 代表取締役 大房 勝三

(変更後) 株式会社フーズマーケットホック 島根県安来市赤江町1448-1 代表取締役 長谷川 徹

(4) 変更の年月日

令和2年10月17日

2 届出年月日

令和3年3月16日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課 (出雲市今市町70)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

訓

令

地 方 機 関
県 議 会 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局
監 査 委 員 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局
島根海区漁業調整委員会事務局
隠岐海区漁業調整委員会事務局

島根県職員被服等貸与規程（昭和46年島根県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月26日

島根県知事 丸 山 達 也

別表の1の表3の項中

2着	1着
1着	1着
2着	2着
3着	3着
2着	2着
2個	1個
2個	2個
1個	1個
1個	2個
2着	2着
2着	2着
1足	2足

を

に改め、同表5の項中

畜産、鳥獣及び林業に関する試験研究分野の業務に従事する職員（長靴にあつては資源環境科、きのこ・特用林産科、鳥獣対策科、森林保護育成科及び木材利用科の職員に、安全靴にあつては資源環境科で畜産に関する試験研究分野の業務に従事する職員に限る。）	白衣	1着	3年
	作業衣（冬）	1着	4年
	作業衣（夏）	1着	4年
	長靴	1足	3年
	安全靴	1足	3年

を

鳥獣及び林業に関する試験研究分野の業務に従事する職員	白衣	1着	3年
	作業衣（冬）	1着	4年
	作業衣（夏）	1着	4年
	長靴	1足	3年

に改め、同表15の項中「農林振興

」

センター、農林振興センター事務所又は水産事務所」を「農林水産振興センター又は農林水産振興センター事務所」に改め、同表16の項中「特産開発科の」を「遺伝資源の保存又は増殖に従事する」に改め、同表27の項中「維持管理部維持管理課」を「維持管理部維持課」に改める。

様式第1号から様式第3号までの様式中「㊟」を削る。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

公 告

島根県第3期全庁共用ファイルサーバ構築運用保守業務の調達に係る予定事業者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和3年3月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県第3期全庁共用ファイルサーバ構築運用保守業務

(2) 仕様

提案競技要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

ア 島根県第3期全庁共用ファイルサーバ構築業務

契約の日から令和4年4月30日まで

イ 島根県第3期全庁共用ファイルサーバ運用保守業務

令和4年5月1日から令和9年4月30日まで

(4) 提案価格の上限額

251,705,751円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

各年度における上限額は以下のとおり。ただし、令和4年度以降の各年度上限額は目安であり上限合計額の範囲内で自由に設定できるものとする。

令和4年度 46,146,751円

令和5年度 50,341,000円

令和6年度 50,341,000円

令和7年度 50,341,000円

令和8年度 50,341,000円

令和9年度 4,195,000円

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関

与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(7) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の氏名

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

(リ) 利益金の配当の割合

(ル) 欠損金の負担の割合

(レ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ロ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の瑕疵担保責任

(ヨ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和3年3月26日（金）から同年4月2日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

島根県松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課 システム運用グループ

ウ 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償

で1部を配布する。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提出書類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(1) 提案競技参加資格確認申請書 1部

(2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

(3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

(4) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

(7) 担当者届 1部

(8) 提案書提出書 1部

(9) 提案書 7部

(10) 見積書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(7)までの書類については、令和3年4月19日（月）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日正午までに必着のこと。）

イ 4の(8)から(10)までの書類については、令和3年5月7日（金）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日正午までに必着のこと。）

(3) 提出先

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課システム運用グループ

電話 0852-22-5571 F A X 0852-22-5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること（F A X又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

(2) 質問提出期限は、令和3年4月2日（金）正午までとする。

(3) 提出先

5の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答は、令和3年4月12日（月）までに、提案競技説明書受領者全員に対しF A X又は電子メールにより通知する。ただし、場合によっては質問後速やかに回答することがある。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、郵送にて通知する。

8 選定方法

- (1) 島根県第3期全庁共用ファイルサーバ構築運用保守業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。
- (2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じ提案者によるプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を行う。
- (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。
- (4) プレゼンテーション等の日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。
- (5) プレゼンテーション等においては、提案書から読み取ることができない内容の説明は、認めない。必ず提案書に基づき説明を行うこと。
- (6) 審査は、次の方法で行う。
 - ア 仕様書に記載してある要求要件が満たされていることを確認する。
 - イ 提案書に記載された提案内容及び見積書に記載された見積額を別に定める評価基準に基づき評価する。
- (7) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (8) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会を選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号）第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

12 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ

13 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required : A File server system for Shimane Prefectural Government 1 set

(2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. May 7 2021

(3) For further details contact : Information Policy Division 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan

TEL : 0852-22-5571

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第28条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「旧法」という。）第4条第7項の規定により、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の別に定める「くろまぐろ」について、令和3年3月15日付けで次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

令和3年3月26日

島根県知事 丸山達也

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の別に定める「くろまぐろ」について

(第6管理期間：令和2年4月～令和3年3月)

- 令和2年3月27日 公表
- 令和2年6月4日 一部改正
- 令和2年7月3日 一部改正
- 令和2年11月12日 一部改正
- 令和2年12月24日 一部改正
- 令和3年3月15日 一部改正

1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- (1) 本県においてくろまぐろは、主にひき縄釣漁業、一本釣漁業及び定置漁業により漁獲され、本県における同資源の漁獲量は、平成19年から令和元年までの間、年間39トンから305トンで推移しており、年変動は大きいものの、本県にとって重要な資源となっている。
- (2) このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図るために、国が定める第6管理期間に係る海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講ずる。
- (3) 本県の知事管理量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、くろまぐろの採捕実績の的確な把握に努める。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合は、この旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講ずる。
- (4) また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、県水産技術センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。
- (5) これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者の自主的取り決めを後押しし、本県の管理措置と相まった漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

2 くろまぐろの漁獲可能量について本県の知事管理量に関する事項

	管理の対象となる期間	知事管理量	留保枠
30キログラム未満のくろまぐろ (以下「小型魚」という。)	第6管理期間(令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで)	107.7トン	うち0.4トン
30キログラム以上のくろまぐろ (以下「大型魚」という。)	第6管理期間(令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで)	33.6トン	うち0.1トン

注1 留保枠については、くろまぐろ資源の来遊状況等に応じて、事前に海区漁業調整委員会に諮りその了解を得た方法により知事が配分する。

注2 農林水産大臣により知事管理量が増加された場合には、追加分を一旦留保枠に加える。ただし、くろまぐろの配分量の融通に関する実施要領(平成31年3月25日付け30水管第2795号水産庁資源管理部長通知)に基づく配分量の融通の結果、知事管理量に変更された場合は、この限りでない。

注3 小型魚の知事管理量のうち10.8トンは、漁獲データ等が資源評価の指標に用いられているひき縄漁業への上乗せ配分枠である。

我が国全体の小型魚又は大型魚の採捕の数量が、当該小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超え、又は超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、本県の小型魚又は大型魚に係る知事管理量は、当該公表時点における本県の採捕の数量に変更する。

3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別又は期間別の数量に関する事項

- (1) 本県の採捕の種類別の数量(以下「割当量」という。)は、下表のとおりとする。

採捕の種類	小型魚	大型魚

定置漁業の割当量	31.4トン	33.5トン
くろまぐろ承認漁業の割当量	74.9トン	
その他の漁業の割当量	1.0トン	

注1 「定置漁業」とは、漁業法（昭和24年法律第267号）第60条第3項に規定する定置漁業、島根県漁業調整規則（令和2年島根県規則第93号）第4条第1項第11号に規定する小型定置漁業及び漁業法第60条第5項第2号に規定する第二種共同漁業（定置網を使用するものであって、平成26年から平成28年までの間、小型魚及び大型魚の漁獲実績があるものに限る。）をいう。

注2 「くろまぐろ承認漁業」とは、日本海・九州西広域漁業調整委員会が承認した沿岸くろまぐろ漁業をいう。

注3 「その他の漁業」とは、定置漁業及びくろまぐろ承認漁業以外の漁業並びに公的研究機関が実施する調査研究による採捕をいう。

注4 くろまぐろ資源の来遊状況等に応じて、上表に掲げる採捕の種類別の数量に追加が必要と認められる場合には、採捕の種類別の数量は、上表に掲げる数量に、留保枠を上限として知事が定める数量を加えて得た数量とする。

注5 くろまぐろ承認漁業に係る小型魚の割当量のうち10.8トンは、漁獲データ等が資源評価の指標に用いられているひき縄漁業への上乗せ配分枠である。

(2) 本県の期間別の数量は、以下の管理措置を行うため定めない。

ア 定置漁業

管理期間を通じて、経営体ごとに漁獲上限の目安を設定する。

イ くろまぐろ承認漁業

管理期間を通じて、隠岐又は本土の別に漁獲上限の目安を設定し、それぞれの残量が少なくなった段階で、漁業協同組合等が地区単位での漁獲調整を行う。

ウ その他の漁業

くろまぐろを目的とした操業を行わず、混獲した場合は放流に努める。

(3) 採捕の停止等の命令について

本県の採捕の数量が小型魚又は大型魚の別に採捕の種類ごとの各数量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、定めた採捕の種類ごとに旧法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 緊急報告体制について

ア 各漁業協同組合は、急激な採捕の数量の積み上げに備え、以下に該当する場合は速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業協同組合	採捕の種類	報告基準
漁業協同組合 J F しまね 美保関支所 島根町支所 恵曇支所 平田支所 大社支所 大田支所 浜田支所 益田支所 西郷支所 浦郷支所	定置漁業	支所の1経営体で1日当たり300キログラムを超える量の採捕
	くろまぐろ承認漁業	支所の1日当たり1,000キログラムを超える量の採捕
	その他の漁業	支所の1日当たり100キログラムを超える量の採捕

海士町漁業協同組合	定置漁業	漁業協同組合全体で1日当たり300キログラムを超える量の採捕
	くろまぐろ承認漁業	漁業協同組合全体で1日当たり1,000キログラムを超える量の採捕
	その他の漁業	漁業協同組合全体で1日当たり100キログラムを超える量の採捕

イ アの本県への一報は、以下の体制により行うものとする。

漁業協同組合	漁業者の段階	漁業協同組合の段階	本県
漁業協同組合 J F しまね	各漁業者は、所属支所の担当者に電話連絡	担当者は、所属支所長に電話連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業協同組合（漁業協同組合 J F しまねにあつては、支所長）は、本県水産課に F A X 連絡 ・本県は、送信者に受信連絡
海士町漁業協同組合	各漁業者は、漁業協同組合の担当者に電話連絡	担当者は、参事に電話連絡	

注1 各漁業協同組合は、上表の漁業者と漁業協同組合間の連絡網を整備するものとする。

注2 本県は、上表の各漁業協同組合と本県間の連絡網（土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む。）を別に定めるものとする。

ウ アの緊急報告がなされる急激な採捕があった場合に直ちに当該漁業者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。

また、本県は、当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているかを確認し、必要な指導を行うものとする。

採捕の種類	緊急の管理措置
定置漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・当該漁業協同組合は、当該漁業を営む所属組合員に対し、大量入網があつた旨を緊急連絡 ・当該漁業の割当量の残枠が判明するまでの間、漁業者は生存個体の放流、くろまぐろの入網判明時の網の開放及び臨時休漁、漁業協同組合は荷受け自粛等の管理措置を実施
くろまぐろ承認漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・当該漁業協同組合は、当該漁業を営む所属組合員に対し、大量漁獲があつた旨を緊急連絡 ・当該漁業の割当量の残枠が判明するまでの間、漁業者はくろまぐろを目的とした操業の自粛及び混獲時の生存個体の放流、漁業協同組合は荷受け自粛等の管理措置を実施
その他の漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・当該漁業協同組合は、当該漁業を営む所属組合員に対し、大量漁獲があつた旨を緊急連絡 ・当該漁業において、漁業者は引き続きくろまぐろを目的とした操業を行わないことを徹底し、混獲した場合は生存個体の放流、漁業協同組合は荷受け自粛等の管理措置を実施

エ 本県は、本県の採捕の数量が2に定める知事管理量の7割を超え、1日当たり1トンを超える採捕の数量報告があつた場合には、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

(2) 採捕の数量の公表等について

ア 本県は、旧法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、本県の2又は3の数量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表する。

イ また、採捕の数量が我が国全体の小型魚又は大型魚別の漁獲可能量の7割を超え、又はそのおそれがあると認め

る時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。

この際、当該公表がされた時点で本県のアの公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表をもって本県のアの公表とする。

(3) 早期是正措置

本県は、(2)の採捕の数量の公表後、速やかに旧法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする早期是正措置を本県の管内の漁業者等に対し講ずる。

ア 定置漁業

割当量の7割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する（小型魚の割当量に係るものに限る。）。 ・経営体ごとの漁獲上限の目安及び累積採捕量を確認する。 ・当該措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の8割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する（小型魚の割当量に係るものに限る。）。 ・経営体ごとの漁獲上限の目安及び累積採捕量を確認する。 ・当該措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の9割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する（小型魚の割当量に係るものに限る。）。 ・経営体ごとの漁獲上限の目安及び累積採捕量を確認する。 ・当該措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

イ くろまぐろ承認漁業（養殖種苗用の採捕を目的とするものに限る。）

割当量の7割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・養殖種苗にならない生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の8割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・養殖種苗にならない生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の9割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・養殖種苗にならない生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ウ くろまぐろ承認漁業（イ以外のもの）

割当量の7割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の8割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の9割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

エ その他の漁業

割当量の7割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・くろまぐろを目的とした操業を行わないこととし、混獲した場合は生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の8割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・くろまぐろを目的とした操業を行わないこととし、混獲した場合は生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の9割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・くろまぐろを目的とした操業を行わないこととし、混獲した場合は生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(4) その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項について

遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について

ア 本県は、管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は、国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。

イ 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は、国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページ、テレビ等の媒体を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

採捕の停止命令について

(1) 2に定める知事管理量

本県の採捕の数量が、2に定める知事管理量の9割7分を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、旧法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

(2) 3に定める採捕の種類別の数量

本県の採捕の種類別の数量が、3に定める採捕の種類別の数量の9割7分を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、旧法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

(3) 全国数量

我が国全体の小型魚又は大型魚の採捕の数量が、当該小型魚又は大型魚別の漁獲可能量を超え、又は超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、本県の小型魚又は大型魚に係る知事管理量は、当該公表時点における本県の採捕の数量に変更となることから、当該公表の時点で、旧法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

(4) その他採捕の停止命令に関すること

遊漁をする者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県の知事の採捕の停止命令（旧法第10条関係）が出された際は、本県沖合の海面で遊漁をする者に対し、採捕の停止に係る指導を行う。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

令和3年3月26日

島根県知事 丸山達也

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルマン大社店 島根県出雲市大社町入南608-1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社フーズマーケットホック 代表取締役 長谷川 徹 島根県安来市赤江町1448-1
- 3 承継の年月日
令和2年9月1日
- 4 承継前に届出をした者の名称及び住所
株式会社マルマン 島根県松江市堅町38
- 5 承継の理由
株式会社フーズマーケットホックが株式会社マルマンを吸収合併したため
- 6 承継に係る店舗面積
1,912平方メートル
- 7 縦覧場所
出雲市経済環境部商工振興課（出雲市今市町70）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年3月26日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
基本測量（国土広域情報 修正）
- 2 作業期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域
島根県全域

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、令和3年2月28日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年3月26日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
基本測量（成果不整合地域における基準点改測、電子基準点現地測量）
- 2 作業期間
令和2年7月27日から令和3年2月28日まで
- 3 作業地域
仁多郡奥出雲町及び邑智郡邑南町